

特集

なくそう！ 税の滞納！

税負担の『公平性』を確保するために

● 問合先 税務課収納対策室 (☎2152)

福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備などの公共サービスは、市民の皆さんの税金で成り立っています。このため、市税などの滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障を来すことにもなりかねません。そして、滞納は、何よりも納期限までに納税している多くの人との『公平性』を欠くものです。

市は、市民の皆さんが、個々の状況に応じて納税方法を選択できるよう、一括または分割による納付方法を設けているほか、納税(生活改善)相談なども受け付けています。しかし、相談もなく、納付もしない人に対しては、法に基づいて滞納処分(差押)を行っています。

今回の特集では、市税などの滞納の現状や、滞納の解消に向けた市の取り組みを紹介します。



わがまちの滞納の現状は…

これまでに、市の税金はどのくらい滞納され、それに対して滞納処分がどのくらい実施されたのでしょうか。まずは、滞納額や滞納処分の実態を把握しておきましょう。



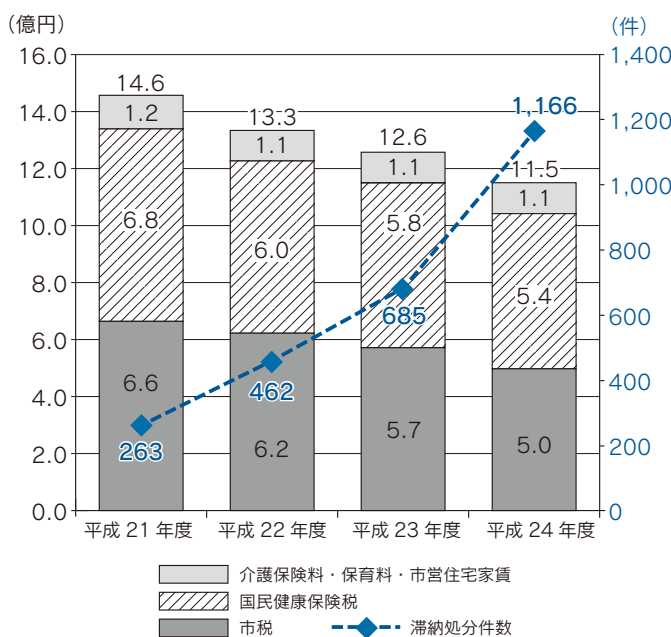
滞納への対策とは…

税負担の公平性の観点から、税金の滞納は絶対に許されない行為です。滞納が発生した場合、自治体はどのような対策を講じるのか見てみましょう。

市税などの収入未済額は約12億円

市税や国民健康保険税などの『収入未済額』《解説》と『滞納処分件数』の推移は、下の『グラフ』のとおりです。滞納処分件数の増加とともに、収入未済額は減少しています。その理由の一つは、滞納処分を強化した結果だと考えられます。しかし、収入未済額は、平成24年度末時点で今なお約11億5000万円、うち市税が約5億円、国民健康保険税が約5億4000万円となっています。

【グラフ】収入未済額と滞納処分件数の推移



～税金の納付は納期限内に～

税金は、さまざまな市民サービスの原資となります。毎年、市が各種事業を行うためには、市民の皆さんが定められた納期限内に税金を納めてもらわなければなりません。

定められた納期限を過ぎても納付されない場合は『滞納』となり、滞納状態が続いた場合、法に基づき処分することになります。納付状況を確認のうえ、期限内の納付をお願いします。

《解説》

収入未済額

ある年度に、収入すべきと決定した金額のうち、出納整理期間（翌年度の4月1日から5月31日まで）までに納付されなかった額をいいます。

収入未済額は、次年度の収入として繰り越されるため、引き続き徴収を行っていくことになります。

滞納処分とは

『滞納処分』とは、定められた納期限から、一定の期日を過ぎても市税や国民健康保険税、使用料などが納付されない場合、納期限内に納税した人との公平性の観点から、未納額に充てるために、滞納者の意思に関わりなく、滞納者の財産（債権、不動産、動産など）を『差し押さえる』ことをいいます。

この差押は、納めることができる経済状況にあるにも関わらず納めない人や、納税相談に応じない人など、納税への誠意が見られない滞納者に対して執行します。

税を滞納している場合、法律により、市は独自に財産調査《解説》を実施し、裁判所に訴えたり、事前に滞納者へ連絡することなく、滞納者の家屋に立ち入って差押を行うことができることになっていきます。

《解説》

財産調査

市税などを滞納すると、地方税法や国税徴収法に基づき、すべての財産に対して調査権限が発生します。事業所や、預金口座を持つ金融機関などは、調査依頼があれば協力しなければなりません。なお、このことは、個人情報保護法には抵触しません。

滞納処分の対象となる財産は

- 債権
預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など
- 不動産
土地、家屋など
- 動産
自動車、テレビ、美術品など

者は経済的な不利益や、社会的信用を失うことにもなりかねません。

滞納処分・差押と換価

滞納処分（差押・換価）は、法に定められた自治体の権限であり、税金の収納率向上のために必要な手段です。当然、その手続は慎重に行われますが、具体的にどのような流れで進められるのか見てみましょう。

多くの人は、毎月の収入から税金を納め、ローンや生命保険料を支払い、預金もするなどの生活設計をしています。しかし、一部には、ローンや生命保険は毎月支払っているのに、税金は滞納している人がいるのも事実です。

市税を滞納した場合は、財産調査を行い、法に基づいて滞納処分（差押・換価）を行い、滞納市税に充当します。

財産調査

● 給与調査

滞納者の勤務先に対し、給与の支払状況を照会します。

● 預金調査

滞納者がどこの金融機関に預金口座を持ち、いくら残高があるかを調査します。

● 不動産調査

滞納者が所有する不動産の登記簿を調べ、換価する価値があるかを判断します。

● 家宅搜索

事前調査で、財産の所有状況が不明な場合などに、国税徴収法第142条に基づき、自宅などを搜索します。

差押

財産調査を行い、または家宅搜索を実施した結果、滞納者が財産（債権、不動産、動産など）を所有していると判明した場合は、差押を行います。

取り立て・換価・充当

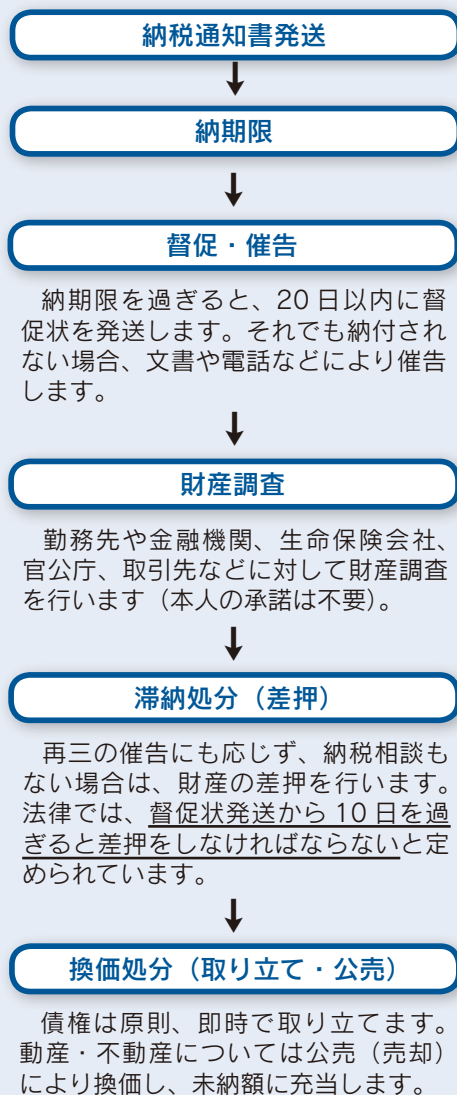
● 債権（給与・預金など）

給与や預金、生命保険などの債権を差し押さえた場合は、滞納市税に充当します。

● 動産・不動産など

動産や不動産を差し押えた場合は、公売会などを通じて売却し、換価した代金を滞納市税に充当します。

《滞納処分の流れ》



滞納処分における重点的な取り組み

給与と差押

給与の差押を行うことが決定すると、勤務先に通知します。以降、滞納者の給与から一定の金額を強制的に徴収し、滞納市税に充当します。

預金差押

金融機関に預金などがあることが判明した場合は、金融機関に通知し、預金などの差押を行います。差し押さえた預金などは、口座から引き落とし、滞納市税に充当します。

生命保険差押

生命保険契約があることが判明した場合は、その保険契約（解約返戻金請求権）に対して、差押を行います。

この差押によって、直ちに保険契約が解除されるわけではありません。ただし、法で定める一定期間中に滞納市税が完納されない場合は、解約返戻金請求権を行使し、返戻金（終身生命保険や養老保険を中途解約した際に、保険会社から被保険者に支払われるお金のこと）を滞納市税などに充当します。

県下一斉に『給与差押』を実施します

佐賀県と県内19市町で組織する『佐賀県滞納整理機構』では、個人市・県民税の滞納対策として、今年度も滞納者の給与差押を県下一斉に実施することにしています。

市もこの取り組みに参加しており、今後、給与の差押予告をしても納付や相談がない場合に、給与差押を実施していきます。

納付が**困**難なら**早**めに相談を

市は、納付が困難な人と一緒に、滞納処分を受けず解決する方法を探っていきます。納税が難しい場合は次の相談窓口を利用してください。

納税相談

病気や失業、災害など、やむを得ない事情で、納期限内に納付が難しい場合は、早めに税務課に相談してください。税金は、一部を除き一括納付が原則ですが、生活状況などを聞いたうえで、徴収の猶予（分納）などを行うことができます。滞納処分を受けず、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

FPによる生活改善相談

市は、『ファイナンシャルプランナー（FP）』を配置し、借金などで家計が苦しく、生活に困っている人に対して、家計改善に向けた提案を行っています。お金のプロが徹底して話を聞き、納得いくまで付き合います。なお、相談には予約が必要です。

● 相談日 毎週金曜日
午前9時～午後4時

公売会を知っていますか

市は、入札やせり売り（オークション）などの方法で、定期的に公売を実施しています。皆さんも参加してみませんか。

市は、差押物件を換価して滞納市税に充当するため、また、税金を滞納すると「差押を受けて売却される」と皆さんに危機感を持ってもらうために、公売を実施しています。

インターネット公売

平成19年度から民間のオークションサイト (<http://www.yahoo.co.jp/auktion>) に登録し、定期的にインターネットによる公売を実施しています。

合同公売会

今年度も「九州市町村合同公売会」に参加予定です。

- 日時・場所（予定）
- ▽9月 長崎県松浦市
- ▽10月 福岡県糸島市
- ▽11月 長崎県西海市
- ▽1月 長崎県大村市

期間入札

市役所（1階市民ロビー）で定期的に開催します。

税の相談Q&A

Q. 納税の相談をしたいのですが、平日の昼間は仕事で忙しく、市役所に行けません。

A. 納税相談は、平日の昼間（午前8時30分～午後5時15分）のほか、次の曜日・時間帯も受け付けています。
《平日の夜間》毎週火曜日
午後5時15分～8時
《休日の昼間》毎月第4日曜日
午前8時30分～午後5時15分

Q. 60歳になりますが、収入が少なく年金も受給できず借金返済で税金が納付できません。

A. 借金は消費者金融からでしょうか。そうであれば、過払い金が発生する可能性があります。内容によっては、併せて他の債務整理も検討できる場合があります。また、年金加入月数によっては国民年金保険料の後納制度を活用して、受給資格を満たすことができるかもしれません。収入不足を年金繰り上げ受給により補うことも可能です。

Q. 収入はありますが、借金返済が多く税金が納付できません。

A. 債務の内容によりますが、民事再生法などの活用により債務が圧縮され、収支バランスが改善され滞納が解消した事例があります。

まずは相談を！

税負担の『公平性』を確保するために

納税は、教育、勤労とともに国民の三大義務の一つで、税金はさまざまな『まちづくり』を実現するための大切な財源です。多くの市民の皆さんには、経済状況や雇用環境が改善されない中にも、納期限内に納税いただいていることに深く感謝申し上げます。

収納対策室では、苦勞して納税されている市民の皆さんとの税負担の公平性の確保と、収納率の向上のために滞納整理業務にあたっています。

現在、納税相談もなく税金を滞納している人に対しては、今回の特集の中で詳しく説明しました滞納処分を強化し、財産の差押えを執行するなど厳しい姿勢で取り組んでいます。納付が遅れると督促料や延滞金が発生する場合がありますので、やむを得ず納期限内での納税が困難な場合は、絶対に放置せず早めにご相談ください。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



税務課収納対策室 室長 金子 健一